

九州大学応用力学研究所規則

平成16年度九大規則第137号
施行：平成16年4月1日
最終改正：令和5年3月28日
(令和4年度九大規則第37号)

(趣旨)

第1条 この規則は、九州大学学則（平成16年度九大規則第1号。以下「学則」という。）第8条第3項の規定に基づき、応用力学研究所（以下「研究所」という。）の内部組織その他必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 研究所は、学則第8条第2項に規定する研究所の目的のほか、大学の教員その他の者で、研究所の目的たる研究と同一の研究に従事するものに利用させることを目的とする。

(附属研究施設)

第3条 学則第14条第1項の規定により、研究所に、次に掲げる附属研究施設を置く。

- (1) 大気海洋環境研究センター
- (2) 高温プラズマ理工学研究センター
- (3) 海洋プラスチック研究センター
- (4) 再生可能流体エネルギー研究センター

(技術室)

第4条 学則第17条の2第1項の規定に基づき、研究所に、技術室を置く。

2 技術室の業務及び組織に関し必要な事項は、別に定める。

(所長)

第5条 学則第25条の規定により、研究所に、所長を置く。

(副所長)

第6条 学則第25条の規定により、研究所に、副所長を置く。

2 副所長は、研究所の専任の教授をもって充てる。

(教授会)

第7条 学則第31条の規定により、研究所に、教授会を置く。

(諮問会議)

第8条 研究所に、研究所の運営等に関する事項について所長の諮問に応じるため、諮問会議を置く。

2 諮問会議の組織、議事の手続その他必要な事項は、別に定める。

(拠点運営委員会)

第9条 学則第12条の3に規定する応用力学共同研究拠点に共同利用・共同研究の実施に関する重要事項であって所長が必要と認めるものについて、その諮問に応じるため、応用力学共同研究拠点運営委員会（以下「拠点運営委員会」という。）を置く。

2 拠点運営委員会の組織、議事の手続その他必要な事項は、別に定める。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、研究所の運営等に関し必要な事項は、教授会の議を経て、所長が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年度九大規則第125号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年度九大規則第75号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年度九大規則第157号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年度九大規則第54号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年度九大規則第104号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年度九大規則第16号)

この規則は、平成28年7月29日から施行する。

附 則 (平成28年度九大規則第99号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年度九大規則第3号)

この規則は、平成30年5月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則 (令和3年度九大規則第18号)

この規則は、令和3年5月1日から施行する。

附 則 (令和3年度九大規則第83号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年度九大規則第37号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。